

令和元年5月24日

(2019年)

西宮市議会議長

町田 博喜 様

議会運営の課題に関する検討会議

座長 山田 ますと

議会運営の課題に関する検討会議 会議結果報告

本検討会議における下記の課題事項について、議会運営の課題に関する検討会議設置要綱第2条第3項の規定に基づき報告いたします。

記

1 課題事項（結果報告）

①西宮市議会議員政治倫理条例について

以 上

西宮市議会議員政治倫理条例について

1 検討の内容

第 17 回（平成 31 年 3 月）定例会で議員提出議案として提案され、全会一致で可決された西宮市議会議員政治倫理条例（以下、「条例」という。）について、令和元年 10 月 1 日の条例施行に向けて、検討会議で引き続き条例施行規程等の検討を行ったものです。

2 協議の概要

（1）条例施行規程及び条例施行要領の作成について

条例原案を作成する際に、条例施行規程等に盛り込むべき事項として、政治倫理基準に反するとの疑いを持たれた行為があることを証する書類等の取り扱い、審査会の委員構成・選任の取り扱いについて意見がまとめられていましたが、これらの意見をもとに条例施行規程案及び施行要領案、並びに各種様式案を各委員に提示し、検討を行いました。

3 協議の結果

上記のとおり協議を行った結果、**別紙 1**「西宮市議会議員政治倫理条例施行規程（案）」、**別紙 2**「西宮市議会議員政治倫理条例施行要領（案）」、**別紙 3**「西宮市議会議員政治倫理条例 参考様式集（案）」のとおりとすることで意見の一致をみました。

本件は、令和元年 5 月 24 日の本検討会議で議了となりました。

以 上

別紙 1

西宮市議会規程第 号

西宮市議会議員政治倫理条例施行規程(案)

(趣旨)

第1条 この規程は、西宮市議会議員政治倫理条例(平成30年西宮市条例第56号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(市の外郭団体)

第2条 条例第3条第4号に規定する市の外郭団体は、次のとおりとする。

- (1) 西宮市土地開発公社
- (2) 一般財団法人西宮市都市整備公社
- (3) 公益財団法人西宮市文化振興財団
- (4) 公益財団法人西宮スポーツセンター
- (5) 公益財団法人西宮市国際交流協会
- (6) 公益財団法人西宮市大谷記念美術館
- (7) 一般財団法人西宮市職員自治振興会
- (8) 株式会社鳴尾ウォーターワールド
- (9) 西宮都市管理株式会社
- (10) さくらFM株式会社
- (11) 公益社団法人西宮市シルバー人材センター
- (12) 社会福祉法人西宮市社会福祉協議会
- (13) 社会福祉法人西宮市社会福祉事業団

(審査申出の手続)

第3条 条例第4条第2項に規定する連署は、審査申出署名簿によるものとする。

2 審査申出署名簿には、議員の選挙権を有する者が自ら署名(視覚障害者が点字により自己の氏名を記載することを含む。)をしなければならない。

(政治倫理基準に反する行為を証する書類等)

第4条 条例第5条第2項第4号に規定する議長が別に定める書類等は、別表のとおりとする。

(審査会非設置の通知)

第5条 条例第6条第2項の規定による通知は、西宮市議会議員政治倫理審査会非設置通知書によるものとする。

(審査結果の報告)

第6条 条例第7条第5項の規定による報告は、審査結果報告書によるものとする。

(審査結果の通知)

第7条 条例第8条の規定による通知は、審査結果通知書によるものとする。

(審査結果の公表)

第8条 条例第8条の規定による公表は、西宮市議会ホームページへの掲載によるものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、審査申出署名簿等の様式その他の事項は、議長が別に定める。

付 則

この規程は、令和元年10月1日から実施する。

別表(第4条関係)

	政治倫理基準に反するとの疑いを持たれた行為があることを証する書類等	区分
1	西宮市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例(平成30年西宮市条例第12号)第4条第1項の規定による記録の写し	ア
2	読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞、神戸新聞に掲載された記事	ア
3	契約書等の証憑書類の写し	ア
4	報道機関により報道された事実を証する書類等(2に該当するものを除く。)	イ
5	雑誌(週刊誌又は月刊誌に限る。)に掲載された記事	イ
6	音声を録音した記録及びその内容を説明した書面(当該音声を録音した記録を反訳した書面を含む。)	イ
7	撮影した記録及びその内容を説明した書面	イ
8	ソーシャルメディア上の情報	ウ

【適用】

ア … いずれか一つは必ず提出しなければならない書類等

イ … アに区分された書類等を提出する場合にのみ、これに付して提出できる書類等

ウ … ア及びイに区分された書類等を提出する場合にのみ、これらに付して提出できる書類等

西宮市議会議員政治倫理条例施行要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、西宮市議会議員政治倫理条例（平成30年西宮市条例第56号。以下「条例」という。）について、必要な事項を定める。

（西宮市議会議員政治倫理審査会）

第2条 条例第6条第1項に規定する西宮市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の委員のうち、1人は弁護士とする。

2 議長は、条例第9条第2項の規定により審査会の委員を委嘱するときは、あらかじめ議会運営員会に報告するものとする。

3 委員が会議に出席した場合には、報償費を支給する。

4 前項の定めによる報償費は、1人1回12,400円とする。

5 審査会の事務局は、西宮市議会事務局総務課に設置する。

（その他）

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和元年10月1日から実施する。

別紙 3

西宮市議会議員政治倫理条例 参考様式集（案）

様式番号	様式の名称	関係する条項等	
		条例	規程
参考様式 1	審査申出書（議員用）	第 4 条第 1 項	—
参考様式 2	審査申出書（議員の選挙権を有する者用）	第 4 条第 2 項	—
参考様式 3	審査申出署名簿	第 4 条第 2 項	第 3 条
参考様式 4	西宮市議会議員政治倫理審査会非設置通知書	第 6 条第 2 項	第 5 条
参考様式 5	審査結果報告書	第 7 条第 5 項	第 6 条
参考様式 6	審査結果通知書	第 8 条	第 7 条

_____年____月____日

西宮市議会議長 様

(代表者)

西宮市議会議員 _____

西宮市議会議員 _____

西宮市議会議員 _____

西宮市議会議員 _____

西宮市議会議員 _____

西宮市議会議員 _____

※ 必要な場合、署名欄を適宜追加してください。

審査申出書

西宮市議会議員政治倫理条例第4条第1項の規定に基づき、次のとおり審査を申し出ます。

1 審査対象議員

2 審査対象事由

西宮市議会議員政治倫理条例第3条第_____号 該当

3 政治倫理基準に反するとの疑いを持った行為の内容

4 政治倫理基準に反するとの疑いを持った行為があった事実を証する書類等

別添のとおり

参考様式第2号(条例第4条第2項関係)

(議員の選挙権を有する者用)

_____年____月____日

西宮市議会議長 様

(代表者)

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____年____月____日

電話番号 _____

審査申出書

西宮市議会議員政治倫理条例第4条第2項の規定に基づき、審査申出署名簿を添えて、次のとおり審査を申し出ます。

1 審査対象議員

2 審査対象事由

西宮市議会議員政治倫理条例第3条第_____号 該当

3 政治倫理基準に反するとの疑いを持った行為の内容

4 政治倫理基準に反するとの疑いを持った行為があった事実を証する書類等

別添のとおり

5 総署名人数

_____ 人

私は、審査申出署名簿に署名した者が地方自治法第74条第5項に規定する選挙人名簿に登録されている者であることについて、西宮市議会議長が西宮市選挙管理委員会に対し、確認を求めることに同意します。

審査申出署名簿

1 審査対象議員 : _____

2 審査対象事由 : 西宮市議会議員政治倫理条例第3条第_____号 該当

3 政治倫理基準に反するとの疑いを持った行為の内容 : _____

西宮市議会議長 様

※ 署名は、自署してください。

番号	署名年月日	住所	生年月日	氏名

_____年____月____日

_____様

西宮市議会議長

西宮市議会議員政治倫理審査会非設置通知書

_____年____月____日付で提出のあった下記の審査申出については、議会運営委員会における協議の結果、西宮市議会議員政治倫理条例第6条第1項ただし書の規定に基づき、西宮市議会議員政治倫理審査会を設置しないこととしましたので、通知します。

記

1 審査対象議員

2 審査対象事由

西宮市議会議員政治倫理条例第3条第____号 該当

3 西宮市議会議員政治倫理審査会を設置しないこととした理由

以上

参考様式第5号（条例第7条第5項関係）

_____年____月____日

西宮市議会議長 様

西宮市議会議員政治倫理審査会

会長 _____

審査結果報告書

_____年____月____日付で提出のあった下記の審査申出について、審査を終えたので、西宮市議会議員政治倫理条例第7条第5項の規定に基づき、報告します。

記

1 審査対象議員

2 審査対象事由

西宮市議会議員政治倫理条例第3条第_____号 該当

3 審査結果

別紙のとおり

以 上

_____年____月____日

_____様

西宮市議会議員

審査結果通知書

_____年____月____日付で提出のあった下記の審査申出について、西宮市議会議員政治倫理審査会から審査結果の報告を受けたので、西宮市議会議員政治倫理条例第8条の規定に基づき、通知します。

記

1 審査対象議員

2 審査対象事由

西宮市議会議員政治倫理条例第3条第_____号 該当

3 審査結果

別紙のとおり

以上

資 料

議会運営の課題に関する検討会議 委員名簿

	議員名	
座 長	山田 ますと	(公明党議員団)
副 座 長	河崎 はじめ	(市民クラブ改革)
委 員	一色 風子	(無所属)
委 員	大石 伸雄	(政新会)
委 員	岸 利之	(維新プラス)
委 員	佐藤 みち子	(日本共産党西宮市会議員団)
委 員	はまぐち 仁士	(会派・ぜんしん)
委 員	山口 英治	(公明党議員団)

開催日及び協議事項

回	開催日	協議事項	会議 時間	開閉 時刻	休憩 時間
1	平成30年8月1日	1 正副座長の互選 2 委員席について 3 本検討会議の運営について 4 西宮市議会BCP（業務継続計画）について 5 西宮市議会議員政治倫理条例について	2:06	13:00 15:06	
2	平成30年8月16日	1 西宮市議会BCP（業務継続計画）について 2 西宮市議会議員政治倫理条例について	1:49	9:58 11:57	0:10
3	平成30年8月30日	1 西宮市議会BCP（業務継続計画）について 2 西宮市議会議員政治倫理条例について	1:57	14:58 16:55	
4	平成30年9月20日	1 西宮市議会BCP（業務継続計画）について 2 西宮市議会議員政治倫理条例について	1:55	9:59 11:54	
5	平成30年10月4日	1 西宮市議会BCP（業務継続計画）について 2 西宮市議会議員政治倫理条例について	0:41	9:59 12:00	1:20
6	平成30年10月18日	1 西宮市議会議員政治倫理条例について	1:10	13:00 14:49	0:39
7	平成30年11月9日	1 西宮市議会議員政治倫理条例について	1:23	10:00 11:47	0:24
8	平成30年11月21日	1 西宮市議会議員政治倫理条例について	1:57	10:00 11:57	
9	平成30年11月29日	1 西宮市議会議員政治倫理条例について	1:43	9:59 12:06	0:24
10	平成30年12月11日	1 西宮市議会議員政治倫理条例について	1:53	14:30 17:04	0:41

回	開催日	協議事項	会議時間	開閉時刻	休憩時間
11	平成30年12月21日	1 西宮市議会議員政治倫理条例について	1:44	13:29 16:19	1:06
12	平成31年1月15日	1 西宮市議会議員政治倫理条例について	1:12	15:00 16:31	0:19
13	平成31年1月31日	1 西宮市議会議員政治倫理条例について	0:41	13:29 14:10	
14	平成31年2月22日	1 西宮市議会議員政治倫理条例について	0:57	13:30 14:27	
15	令和元年5月9日	1 西宮市議会議員政治倫理条例について	1:40	10:00 11:40	
16	令和元年5月24日	1 西宮市議会議員政治倫理条例について	0:11	10:00 10:11	
		合計	22:59		